

(平成26年2月26日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

中部（愛知）国民年金 事案 3688

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年8月

私が20歳になった昭和59年＊月にA市B区役所の職員が自宅に来訪し、国民年金の加入勧奨を受けた。翌月から就職することが決まっている旨を伝えたが、「たとえ翌月1日から就職が決まっていても、加入手続を行い、保険料を納金せねばならない。」と強く言われたので、後日、私が同区役所で、加入手続を行い、その場で申立期間の国民年金保険料を納付した。当時交付された年金手帳が見付かったので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、昭和59年8月頃に行われたものと推認され、この加入手続の際に、資格取得日を同年＊月＊日（20歳到達日）とする事務処理が行われ、翌月には厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。このことは、申立人が所持する年金手帳の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録内容とも符合していることから、加入手続時期や加入の経緯は申立てどおりであることがうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金への加入経緯を明確に記憶しており、1か月分の国民年金保険料を納付する意思が無いのに加入手続を行ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成11年2月、同年4月から同年9月まで、同年11月から13年3月まで、16年8月、同年9月、同年11月、17年1月から同年8月まで、同年10月、同年11月、18年1月から同年8月まで、19年1月から同年7月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を11年2月、同年4月から同年9月まで、同年11月から13年3月までは26万円、16年8月、同年9月、同年11月、17年1月から同年8月まで、同年10月、同年11月、18年1月から同年8月まで、19年1月から同年7月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、平成11年10月、13年4月から15年2月まで、同年4月から16年7月までは26万円、同年10月、同年12月、17年9月、同年12月、18年9月から同年12月まで、19年8月から20年1月までは30万円、同年2月から21年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月9日は28万2,000円、19年7月21日は19万7,000円、同年12月25日は37万6,000円、20年7月11日及び21年7月10日は12万7,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月9日は36万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②から⑦までに係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成11年2月から21年6月まで
② 平成17年12月
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年12月25日
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成21年7月

申立期間①は、A社の給与明細書に記載されている厚生年金保険の保険料控除額に見合う標準報酬月額と比べ、年金記録の標準報酬月額が低いので訂正してほしい。

申立期間②、③、④、⑥及び⑦は、A社の賞与に関する年金記録が無く、申立期間⑤は標準賞与額が賞与明細書の賞与額と異なるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成11年2月、同年4月から同年9月まで、同年11月から13年3月まで、16年8月、同年9月、同年11月、17年1月から同年8月まで、同年10月、同年11月、18年1月から同年8月まで、19年1月から同年7月までについて、申立人及びA社から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（11年2月、同年4月から同年9月まで、同年11月から13年3月までは26万円、16年8月、同年9月、同年11月、17年1月から同年8月まで、同年10月、同年11月、18年1月から同年8月まで、19年1月から同年7月までは32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

2 申立期間①のうち、平成11年10月、13年4月から14年2月まで、同年5月から15年1月まで、同年4月から16年7月まで、同年10月、同年12月、17年9月、同年12月、18年9月から同年12月まで、19年8月から21年6月までについて、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、28万円から32万円までの標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、26万円から32万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成14年3月、同年4月及び15年2月については、申立人から提出された当該月以外の給与明細書並びに課税庁から提出された14年分及び15年分の所得・課税状況等調査回答書（以下「給与明細書等」という。）から判断して、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る32万円又は34万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を事業主から支給され、26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成11年10月、13年4月から15年2月まで、同年4月から16年7月までは26万円、同年10月、同年12月、17年9月、同年12月、18年9月から同年12月まで、19年8月から20年1月までは30万円、同年2月から21年6月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうち、平成11年2月、同年4月から15年2月まで、同年4月から21年6月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は不明であると回答しているものの、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間①のうち、平成11年3月については、申立人から提出された給与明細書により、厚生年金保険料が控除されておらず、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成15年3月については給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額（24万円）を超えないことから、厚生年金特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間②、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は28万2,000円、申立期間④は19万7,000円、申立期間⑤は37万6,000円、

申立期間⑥及び⑦は12万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、37万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、36万円1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、36万1,000円に訂正することが妥当である。

また、申立期間②、③、④、⑥及び⑦に係る賞与の支給日について、A社の回答から、申立期間②は平成17年12月9日、申立期間③は18年12月9日、申立期間④は19年7月21日、申立期間⑥は20年7月11日、申立期間⑦は21年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は申立期間②から⑦までに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、又は、誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないこと(申立期間⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8309

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年5月から15年1月までは36万円、同年2月から同年11月までは30万円、同年12月から16年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年10月及び同年11月は34万円、同年12月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間③のうち、平成17年1月、同年3月、18年2月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を17年1月及び同年3月は36万円、18年2月は30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間③のうち、平成17年4月から18年1月まで、同年3月から同年11月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間③のうち、平成17年1月、同年3月から18年11月までに係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年5月から16年9月まで
② 平成16年10月31日から17年1月11日まで
③ 平成17年1月から18年11月まで

申立期間①及び③について、B社及びA社に勤務した期間の標準報酬月額

は、実際の給与より低額になっている。両社での在職中の給与は 35 万円で変動は無かった。

申立期間②について、B 社から A 社へ移ったが、勤務内容に変更は無く、継続して勤務していた。

給与明細書などを提出するので、申立期間①及び③については、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び控除明細書において確認、又は前後の期間の給与明細書及び控除明細書並びに課税庁から提出された平成 15 年分及び 16 年分課税資料において推認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（14 年 5 月から 15 年 1 月までは 36 万円、同年 2 月から同年 11 月までは 30 万円、同年 12 月から 16 年 9 月までは 32 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書、控除明細書及び課税資料において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 10 月及び同年 11 月は 34 万円、同年 12 月は 36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間当時の事業主は、「当時の資料は無く、不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③のうち、平成 17 年 1 月、同年 3 月、18 年 2 月について、申立人から提出された給与明細書において確認、又は申立人から提出された直近の給与明細書及び預金通帳並びに金融機関から提出された「普通預金異動明

細表」において推認できる保険料控除額から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（17年1月及び同年3月は36万円、18年2月は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、平成17年4月から18年1月まで、同年3月から同年11月までについて、申立人から提出された給与明細書で確認、又は当該給与明細書及び課税庁から提出された18年分課税資料において推認できる給与額及び保険料控除額から、申立人は、当該期間において、36万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、30万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び課税資料で確認又は推認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の平成17年1月、同年3月から18年11月までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給与明細書、課税資料、預金通帳及び「普通預金異動明細表」において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成17年2月について、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、当該期間当時の事業主は、「当時の資料は無く不明である。」と回答している上、上記給与明細書、17年分課税資料及び預金通帳等を検証しても、申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8310

第1 委員会の結論

1 申立期間のうち、平成21年5月から同年8月までの期間及び22年1月から23年6月までの期間の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、21年5月から同年8月までは38万円、22年1月から23年6月までは41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の34万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（21年5月から同年8月までは38万円、22年1月から23年6月までは41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を21年5月から同年8月までは38万円、22年1月から23年6月までは41万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成21年9月から同年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成21年5月から23年6月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成23年7月の標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の34万円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払っていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険法に基づき、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を23年7月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年5月から23年7月まで

申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与及び控除された保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年5月から23年6月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年7月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間のうち、平成21年5月から同年8月までの期間及び22年1月から23年6月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年10月10日付けで、21年5月から同年8月までは38万円、22年1月から23年6月までは41万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の38万円又は41万円ではなく、当初記録されていた34万円とされている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書、源泉徴収票及びA社から提出された給与明細一覧表（以下「給料支払明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（平成21年5月から同年8月までは38万円、22年1月から23年6月までは41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成21年9月から同年11月までの期間については、上記給与明細一覧表により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

申立期間のうち、平成21年12月については、申立人は給料支払明細書を

所持していないものの、当該期間の前後の給料支払明細書及び給与明細一覧表の保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、41万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、平成21年5月から23年6月までの期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、給料支払明細書等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等から確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時。22年1月以降は年金事務所）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成23年7月については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の25年10月10日付けで、41万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の41万円ではなく、当初記録されていた34万円とされている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

4 一方、申立期間のうち、平成20年5月から21年4月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えない限り認められることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

中部（石川）厚生年金 事案 8311

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年3月27日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年3月27日から20年10月頃まで
国民学校卒業後、A社の従業員募集により正社員として就職した。同社C工場で製造の業務を担当し、終戦後2か月ほど働いて退職した。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員台帳により、申立人について、退職日の記載は無いものの、「入社日昭和19年3月27日、機器第一部品」と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、退職の時期について、「A社C工場が昭和20年春の空襲で焼失したので、D事業所にあった疎開工場に移り仕事を続けた。そこで同年8月15日に玉音放送を聞き、終戦後2か月ほど働いて退職し帰郷した。」と具体的に記憶しており、A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が申立期間の始期に近接する時期であることが確認できる申立人と同年齢の複数の同僚の証言と合致するところ、同社社史及びD事業所に係る文献により、当該疎開工場は戦時中から昭和20年9月までは操業していたことが認められることから判断して、申立人は、19年3月27日から少なくとも20年9月末日までは同社C工場に勤務していたものと推認できる。

一方、A社C工場の記録を管理する日本年金機構E事務センターは、「A社

C工場を管轄していた保険出張所は、昭和20年＊月の大空襲により記録台帳の相当数が焼失したが、その中に同社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も含まれていたと思われる。終戦後、事業所から資料を取り寄せて復元を試みたものの、完全な復元はできていない。」旨回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、資格取得順に記載されておらず、記載内容の不備、訂正が散見されるなど適正に復元管理されたものとは言い難いことから、戦災により焼失したものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間においてA社C工場に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険被保険者の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した又は正しく記録されていない可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年3月27日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同社C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者において、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8312

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年5月31日から同年11月1日まで

私は、平成6年10月までA社に勤務していたが、資格喪失日が同年5月31日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録に平成6年10月1日の定時決定が記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月1日より後の同年11月11日付けで取り消され、資格喪失日が同年5月31日と記録されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人がA社に平成4年1月6日から6年10月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人を除く9人の被保険者記録についても、申立人と同日の平成6年11月11日付けで、遡って資格喪失日が訂正又は定時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年4月及び取消し前の定時決定の記録から、38万円とすることが妥当である。

中部（静岡）厚生年金 事案 8313

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、申立期間のうち、平成20年5月から22年8月までは26万円、同年9月から23年4月までは28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、24万円又は26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を20年5月から21年10月までは26万円、同年11月は24万円、同年12月は26万円、22年1月から23年4月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年5月から23年4月まで

A社で勤務していた時の標準報酬月額の記録が当時、支給された給与より著しく低い額になっている。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年6月6日付で、20年5月から22年8月までは26万円、同年9月から23年4月までは28万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）

円) となっている。

しかしながら、申立期間のうち平成 20 年 5 月から同年 8 月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成 20 年 10 月及び同年 12 月から 23 年 4 月までの期間について、上記給与明細書及び A 社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、26 万円又は 28 万円の標準報酬月額に相当する給与を支給され、24 万円又は 26 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間のうち平成 20 年 9 月及び同年 11 月について、当該期間の直前又は前後の期間に係る給与明細書及び申立人から提出された預金通帳から判断すると、申立人は、当該期間において、直前又は前後の期間の給与明細書で確認できる標準報酬月額（28 万円）に相当する給与を支給され、標準報酬月額（26 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 9 月から 23 年 4 月までの標準報酬月額については、上記給与明細書、賃金台帳及び預金通帳において確認又は推認できる保険料控除額から、20 年 9 月から 21 年 10 月までは 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月は 26 万円、22 年 1 月から 23 年 4 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（三重）厚生年金 事案 8314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は16万円、申立期間②は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月15日

② 平成16年12月17日

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与の記録が無い。当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された普通預金元帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、A社の複数の同僚の賞与明細書により、これらの同僚が当該期間に係る賞与から賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間の賞与から賞与支給額に見合う厚生年金保険料が事業主により控除されていたものと認められる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額の記録については、上述の普通預金元帳において確認できる振込額により推認できる保険料控除額から、申立期間①は16万円、申立期間②は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主からも回答を得ることができないが、申立人と同様に記録の欠落が生じた同僚に年金記録確認三重地方第三者委員会（当時）が照会したところ、「申立期間に係る賞与支払届を出し忘れたかも知れないと事業主が話していた。」旨の証言が得られていること、

並びに申立期間において賞与の支給及び厚生年金保険料控除が確認できる複数の同僚のほか、賞与の支給が確認できる同僚、賞与が支給された記憶があるとする複数の同僚のいずれもオンライン記録に当該期間に係る賞与の記録が確認できないことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）国民年金 事案 3689（愛知国民年金事案 43、1602、2351、3088、3449、3508 及び中部（愛知）国民年金事案 3591 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 41 年 2 月から 50 年 12 月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和 50 年 12 月頃に加入手続を A 市で行った。この時、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で 3 万 6,500 円の保険料を同市役所で納付し、その領収書に押されていた印鑑の名前が B 又は C だったことを記憶している。どの期間の保険料であるかは聞かなかったが、後日送付された国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が 41 年 2 月 1 日とされており、自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた。

これまで 7 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているように A 市で加入手続を行った際、その場で 3 万 6,500 円の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで 7 回、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時。平成 25 年 5 月以降は年金記録確認中部地方第三者委員会）に申立てをしており、これら申立てにおいては、申立期間に国民年金保険料が納付済みとなっている昭和 50 年 4 月から同年 12 月までの期間を含める（2 回目、3 回目、5 回目、6 回目及び 7 回目）、又は含めない（初回及び 4 回目）の違いはあるものの、その主張は、国民年金加入手続を行った同年 12 月頃に A 市役所で申立期間の国民年金保険料（3 万 6,500 円）を納付した記憶があるので申立期間の保険料

が納付されていたことを認めてほしいとするものである。

年金記録確認愛知地方第三者委員会においては、初回の申立てに対し、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月時点において、i) 当時、実施されていた特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料を納付した場合の保険料額は約10万円となり、申立人の主張する3万6,500円とは大きく相違していること、ii) 当時、A市役所では特例納付に関する取扱い及び過年度保険料の取扱いを行っていなかったこと、iii) 申立期間のうち、48年4月から同年9月までは、特例納付対象期間ではない上、50年12月の時点では時効により過年度納付できない期間であったことから、既に同委員会の決定に基づく平成20年2月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、年金記録確認愛知地方第三者委員会に対し、2回目の申立てにおいて、A市から交付を受けた資料を提出し、3回目の申立てにおいて、申立期間の保険料を納付した領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCだったことを思い出したとして申立てをしている。

これに対して年金記録確認愛知地方第三者委員会においては、申立人が提出したA市から交付を受けたとする資料には、国民年金保険料納付を示す記載は見当たらず、同市では、昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署に在籍していなかったことから、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、既に同委員会の決定に基づく平成21年7月23日付け及び22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4回目、5回目、6回目及び7回目の申立てについては、申立人から新たな資料及び情報の提供は無く、年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成23年8月24日付け、24年6月6日付け及び同年11月7日付けで、年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づき、25年7月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回も申立人は、申立期間の国民年金保険料3万6,500円を納付した記憶があるとして8回目の申立てを行っているが、年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな資料及び情報の提供も無く、そのほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの年金記録については、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

中部（愛知）国民年金 事案 3690

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から50年3月まで

私の国民年金加入手続は、私が20歳になった昭和48年＊月頃、母親がA市B区役所で行ってくれた。母親と姉に聞いたところ、申立期間の国民年金保険料については、姉が母親から依頼されて私を含む姉及び妹の3人分の保険料を同区役所で納付していたとのことである。母親は高齢であり記憶が明確でないため、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す資料も無いが、家庭の経済状況並びに姉及び妹の保険料納付状況から、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする母親は、高齢のため記憶が明確でない上、申立人を含む姉及び妹の3人分の保険料納付を行ったとする姉もA市B区役所で保険料を納付していたとするのみで、その納付時期及び納付方法等は覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、昭和51年5月頃に行われたものと推認され、この加入手続の際に、資格取得日を48年＊月＊日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、姉は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続時期（昭和51年5月頃）において、申立期間のう

ち、48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、遡って納付することはできなかつたものとみられるほか、同年4月から50年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することが可能であったところ、申立人は、申立期間の保険料は姉が姉及び妹の分と一緒にA市B区役所で納付したとして、現年度保険料としての納付を主張していることから、姉が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時に同居していた姉及び妹の申立期間の国民年金保険料が納付済みであることから、姉が申立人の申立期間の保険料を現年度保険料として納付してくれていたとしているところ、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、姉及び妹（妹の納付開始月は、20歳に到達した昭和49年＊月）の申立期間の保険料が納付済みであることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金手帳払出簿検索システムによると、姉は48年3月、妹は49年12月にそれぞれ国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、前述のとおり、申立期間当時において、国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なり、姉及び妹の申立期間の保険料が納付済みであることをもって、姉が申立人の申立期間の保険料を納付したとまでは推認することはできない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、姉が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3691

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月、同年11月及び5年12月から6年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年8月

② 平成3年11月

③ 平成5年12月から6年12月まで

私たち夫婦の国民年金加入手続や国民年金保険料納付は、全て妻が行っていた。

申立期間①及び②の国民年金加入手続は、私が厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度（2回）行ったのか、1回でまとめて行ったのかは分からぬいが、A町役場B出張所（現在は、C市役所B出張所）で行って、納付書が送付されれば金融機関で国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間③の国民年金加入手続は、私が厚生年金保険の適用されていない会社に勤めたため、すぐにD村役場（現在は、C市役所）又は同村役場E出張所で行ったと思う。その後、勤めていた会社が厚生年金保険の適用事業所となり、給料から厚生年金保険料が控除されている時に、国民年金保険料も別に納付しなければならず、厳しい家計の中で、数か月遅れではあったが、古い月から1か月ずつ、二人分の保険料を納付したり、二人分の保険料を納付できない時には、一人分を交互に納付したりと、保険料を平等に金融機関で納付していたと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、いずれも申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であり、各申立期間において、申立人は国民年金第1号被保険者への加入手続が必要であったところ、オンライン記録によると、これらの加入手続に係る事務処理が、申立期間①及び②については、平成3年12月に、

申立期間③については、6年6月にそれぞれ行われていることが確認できることから、妻は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、i) 夫婦の国民年金保険料を全て納付していたとする妻は、申立期間①及び②については、保険料額及び納付時期等の記憶は明確ではなく、申立期間①及び②に係る保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 申立人に係るC市の国民年金納付履歴状況においても申立期間①、②及び③の保険料は未納とされており、オンライン記録とも一致し、申立期間①、②及び③の納付記録に不自然さは見当たらないこと、iii) 妻についても、申立期間①、②及び③の保険料が納付された形跡は見当たらないことから、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

また、申立期間①、②及び③については、妻の主張に沿えば、それぞれ異なる時期に金融機関を通じ、複数回にわたり夫婦に係る国民年金保険料を納付していたことになるが、その納付記録のいずれもが夫婦共に欠落する可能性は低いものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して平成8年9月に過年度保険料に係る納付書が作成・送付されていることが確認できることから、当該納付書は、同年9月時点で2年の時効が成立していない申立期間③のうち、6年8月から同年12月までを納付対象期間として作成されたものと考えられ、8年9月時点において当該期間の国民年金保険料は未納であったとみられるほか、妻は、当該納付書が送付されてきたこと、及び当該納付書により保険料を納付したかどうかについては覚えていないとしていることから、同年9月時点で作成された納付書により当該期間の保険料を納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、妻が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（三重）国民年金 事案 3692

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月、同年11月及び5年12月から6年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年8月

② 平成3年11月

③ 平成5年12月から6年12月まで

私たち夫婦の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付は、全て私が行っていた。

申立期間①及び②の国民年金の手続は、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した都度（2回）行ったのか、1回でまとめて行ったのかは覚えていないが、A町役場B出張所（現在は、C市役所B出張所）で行ったことは覚えており、納付書が送付されれば金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間③の国民年金の手続は、夫が厚生年金保険の適用されていない会社に勤めたため、すぐにD村役場（現在は、C市役所）又は同村役場E出張所で行った。その後、夫の勤めていた会社が厚生年金保険の適用事業所となり、給料から厚生年金保険料が控除されている時に、国民年金保険料も別に納付しなければならず、厳しい家計の中で、数か月遅れではあったが、古い月から1か月ずつ、二人分の保険料を納付したり、二人分の保険料を納付できない時には、一人分を交互に納付したりと、保険料を平等に金融機関で納付していたので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、いずれも夫は厚生年金保険被保険者資格喪失後の期間であり、各申立期間において、申立人は国民年金第1号被保険者への種別変更手続が必要であったところ、オンライン記録によると、これらの種別変更手続に係る事務処理が、申立期間①及び②については、平成3年12

月に、申立期間③については、6年6月にそれぞれ行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、i) 夫婦の国民年金保険料を全て納付していたとする申立人は、申立期間①及び②については、保険料額及び納付時期等の記憶は明確ではなく、申立期間①及び②に係る保険料納付状況の詳細は不明であること、ii) 申立人に係るC市の国民年金納付履歴状況においても申立期間①、②及び③の保険料は未納とされており、オンライン記録とも一致し、申立期間①、②及び③の納付記録に不自然さは見当たらないこと、iii) 夫についても、申立期間①、②及び③の保険料が納付された形跡は見当たらないことから、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

また、申立期間①、②及び③については、申立人の主張に沿えば、それぞれ異なる時期に金融機関を通じ、複数回にわたり夫婦に係る国民年金保険料を納付したことになるが、その納付記録のいずれもが夫婦共に欠落する可能性は低いものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、夫に対して平成8年9月に過年度保険料に係る納付書が作成・送付されていることが確認できることから、申立人に対しても同様の納付書が作成・送付されたものと推察される。当該納付書は、同年9月時点で2年の時効が成立していない申立期間③のうち、6年8月から同年12月までを納付対象期間として作成されたものと考えられ、8年9月時点において当該期間の国民年金保険料は未納であったとみられるほか、申立人は、当該納付書が送付されてきたこと、及び当該納付書により保険料を納付したかどうかについては覚えていないとしていることから、同年9月時点で作成された納付書により当該期間の保険料を納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 26 年頃から 31 年 8 月頃まで

② 昭和 32 年 6 月 17 日から 33 年 6 月 9 日まで

申立期間①については、昭和 26 年頃に A 事業所に入社し、31 年 8 月頃まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和 31 年 8 月 17 日に B 社に入社し、5 年ほど勤務していたが、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の A 事業所の所在地及び周辺の状況などを詳細に記憶しているところ、その内容は、C 商工会議所の回答とおおむね一致していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

また、A 事業所の事業主については、申立人は姓しか記憶しておらず特定できない上、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B 社は、商業登記簿謄本によると、平成元年 12 月 * 日に解散している上、当該期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の当

該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該期間の全て又は一部において、B社で厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、「申立人のことは知っているが、継続してB社に勤務していたかは記憶に無い。」又は「申立人を知らない。」と回答している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において昭和30年3月24日から33年9月25日までに資格を取得している同僚のうち、申立人と同様に同社において厚生年金保険の資格を複数回取得していると記録されている同僚が23人確認できるところ、このうち同僚1人は、「B社を途中で退職したことは無いが、同社が経営していた別の店で勤務している間、厚生年金保険の記録が中断している。その間の保険料控除については記憶に無い。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 44 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 20 年 6 月

平成 20 年 6 月に賞与をもらった記憶があるが、標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 法人（B 法人の経営を継承した法人）から提出された賞与台帳により、申立人は、平成 20 年 6 月に賞与を支給されていることが確認できる。

しかし、当該賞与台帳において、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 3 月 30 日から 52 年 4 月 1 日まで

私は高校卒業後、夜間大学に通学しながら、父が経営する A 社又は B 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は 7 か月しかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によれば、同社は昭和 47 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の被保険者台帳の記号番号は昭和 47 年 8 月 7 日に払い出されており、申立人の記録に不自然さはうかがえない。

さらに、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も他界していることから、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、同僚の証言から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が A 社又は B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A 社は昭和 48 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくており、当該期間に同社が適用事業所であった記

録は確認できない上、当時の事業主も他界していることから、当該期間における申立人の同社に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によれば、B社は昭和52年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社は、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは分からぬ。」と回答していることから、当該期間における申立人の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8318（静岡厚生年金事案 2121 及び中部（静岡）厚生年金事案 7899 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 3 年 1 月から 6 年 1 月まで

A 社での標準報酬月額が低く記録されている。前回及び前々回の決定に納得がいかない。再度審議して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人が提出した普通預金移動明細表の給与振込金額から推察する報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額に大幅な差異が見られないこと、ii) 雇用保険の給付記録によれば、申立人が A 社を離職した際の賃金月額は 36 万 2,000 円となり、オンライン記録上の資格喪失時の標準報酬月額（36 万円）に見合っていること、iii) オンライン記録において、申立人の標準報酬月額と申立人と同様の職種であった複数の元同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額のみが特段に低額であるという事情は見当たらない上、前述の元同僚の一人は、「当時の給与に比べて、特段に標準報酬月額が低いということはない。」と証言していること、iv) 同社は、「従業員の報酬月額は、会計事務所が作成したデータを基に適切に社会保険事務所（当時）に届け出していた。」と回答しており、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらないことなどから、既に年金記録確認静岡地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 23 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る 2 回目の申立てについて、申立人は、「前回の決定に納得できない。当時の事業主が証言してくれるので、再度審議してほしい。」と主張し、再度申立てを行っているが、申立期間当時の事業主は、「申立人は

勤勉だった。賃金台帳等の確認資料は無いが、残業代が多い月もあったと思う。しかし、会社は適切な給与計算及び届出をしており、申立てに係る事実は無いと考える。」と当初の申立ての時における事業所の回答と同様の趣旨の回答をしていることなどから、既に年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づく平成25年8月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「前回及び前々回の決定に納得がいかない。再度審議して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。」などと主張し、3回目の申立てを行っているが、新たな事情の提示は無く、当該主張のみでは、年金記録確認静岡地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに、これまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年9月19日から36年8月2日まで

私は、A社を退職後、実家の手伝いをしながら就職活動をして1年後に再就職した。脱退手当金を請求しておらず受給していないので、申立期間について、脱退手当金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年8月2日の前後2年以内に資格を喪失し、受給要件を満たした女性24人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、22人に脱退手当金の支給記録があり、うち21人が資格喪失日から約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚が「脱退手当金は、会社が代理請求して、受給した。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和36年9月13日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年8月22日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 20 年 9 月 26 日から 26 年 4 月 14 日まで
年金事務所の記録では脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 26 年 4 月 14 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 18 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 7 人が約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同社の後継企業である C 社は、「当時は、退職者に対して脱退手当金に関する説明を行い、再就職する予定の無い者には、脱退手当金を請求するよう指導し、会社が代理して請求手続を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 26 年 6 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。